

別表 1

事業の内容	事業実施主体	補助率
地域におけるスマート農業の普及のために必要な人材育成の取組に対する助成	1 農業協同組合 2 農業生産組織 ¹⁾ 3 農地所有適格法人 ²⁾ 4 市町農業公社 ³⁾ 5 土地改良区(連合) 6 全国農業協同組合連合会栃木県本部 7 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会 8 栃木県土地改良事業団体連合会 9 その他知事が認める者	1 / 2 以内

1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規定を有する同一世帯でない3名以上の者で構成する組織をいう。

2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、かつ同一世帯ではない3名以上の者で構成する法人をいう。

3) 「市町農業公社」とは、農業振興を目的として市町が出資して設立された法人をいう。